

岐阜県公報

第二千九百二十五号
平成三十年二月二十七日

(火曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一〇三

都市計画事業の変更認可

(都市整備課) 一〇四

都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下水道課) 一〇四

保安林の指定

(郡上農林事務所) 一〇四

内水面漁場管理委員会告示

漁業法に基づく公聴会の開催

(内水面漁場管理委員会) 一〇五

公示

公共測量の終了

(用地課) 一〇五

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 一〇六

市街地再開発組合の設立認可

(都市整備課) 一〇七

告示

岐阜県告示第九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町藤代字南谷三九七の一、三九七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十年岐阜県告示第四百二十七号 岐阜都市計画道路事業 三・三・七四号水野町線及び三・六・五六号新本町市橋線

三 事業施行期間

平成十年六月十六日から

同 三十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

岐阜県告示第九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

岐阜市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十四年岐阜県告示第四百九十三号 岐阜都市計画道路事業 三・五・五一号

北一色若宮地線

三 事業施行期間

平成二十四年十月三十日から

同 三十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

岐阜県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。
平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

北方町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 北方町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年十二月九日から

平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市八幡町相生字野々平二三九五、二三九八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十一条第四項の規定により、岐阜県知事に漁業権免許の内容等について意見を述べるに当たり、利害関係者から意見を聴するた
め、次のとおり公聴会を開催する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

一 開催日時、開催場所及び議題

開催日時	開催場所	議 題
平成三十年三月十五日 (木) 午後一時から	岐阜市藪田南二丁目一 番 一、二号 岐阜県水産会館 三階会議 室	共同漁業の漁場計画の樹 立について 石徹白川水系(内共第 四十八号) 区画漁業の漁場計画の樹 立について 飛驒市(内区三十一第 一号) 養老町(内区三十一第 二号、第四号)

二 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、発言内容の趣旨等を書面で、平成三十年三月十日までに岐阜市藪田南二丁目一番一号岐阜県農政部里川振興課水産振興室内の岐阜県内水面漁場管理委員会事務局に提出すること。

公 示

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により関ヶ原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

関ヶ原町

二 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、同時調整及び写真地図作成（デジタルオルソ））
作業期間

平成二十九年五月二十日から

平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域

関ヶ原町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市久々野町柳島の一部（柳島）

三 調査を行った期間

平成二十六年年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（久々野町柳島の一部）の地籍図

岐阜県高山市（久々野町柳島の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年二月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

岐阜県美濃加茂市伊深町の一部（伊深四）

三 調査を行った期間

平成二十七年年度から平成二十八年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年二月二十七日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

山県市

二 調査を行った地域

岐阜県山県市葛原の一部（葛原一、二）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県山県市（葛原の一部）の地籍図

岐阜県山県市（葛原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年二月二十七日

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次の市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成三十年二月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 組合の名称

多治見駅南地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年二月二十七日から

平成三十四年十二月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

多治見市本町一丁目二四番地

五 設立認可の年月日

平成三十年二月十六日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載する。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間

平成三十年二月二十七日から

同 年三月二十八日まで

平成三十年二月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社